

公益財団法人安田奨学財団

【日本人学生スポーツ枠】 募集要項

1. 趣旨

公益財団法人安田奨学財団（以下本財団という。）は、学部に関わらずスポーツ技能の向上に励み日々鍛錬している日本人学生アスリートに対し奨学金を給付します。競技力の高い当財団の外国人留学生スポーツ枠の奨学生と同様に、日本人学生アスリートの活動と学修を支え、国際的なスポーツ人財の発掘・育成および国際交流の推進に貢献することを目的とします。

2. 特徴

- (1) 奨学金は給付とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、進学その他一切については本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認められません。
(但し、独立行政法人日本学生支援機構のみ給付型奨学金は可。他の民間団体であっても貸与型は可。)

3. 奨学生の応募資格

- (1) 専攻する学部・学科に関わらずスポーツ技能の向上に励み日々鍛錬している日本人学生で、大学公認の運動部に所属し真摯な取組み姿勢が感じられ、今後の成果が期待出来る者
- (2) 大学推薦を受けられる者
- (3) 外国籍であって、下記のいずれかに該当する人
※採用決定後、在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」または在留カードのコピーの提出が必要となります。
 - ①法定特別永住者(平和条約国籍離脱者(1945年9月2日以前から日本国籍で日本列島在留者)と、その直系卑属の中で日本国内出生後も継続在留する者に与えられた資格を持つ者)
 - ②在留資格(「永住者」、「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」である人)
 - ③在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人
- (4) 上記の条件を満たす新入生および在学中の1年生・2年生・3年生

4. 採用人数

5名程度

5. 給付金額と方法

- (1) 給付金額

月額 10 万円 (年額 120 万円)

(2) 給付期間

奨学生に採用したときから、正規の最短修業年限の終期までとします。

(3) 給付方法

奨学金は原則として、7 月、10 月、1 月及び 4 月に各 3 ヶ月分まとめて直接本人に給付します。(本人名義の銀行等の預金口座に入金します。)

6. 奨学金の休止、停止又は廃止事由

(1) 退学するとき。

(2) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき。

(3) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。

(4) 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。

(5) 奨学生の学業成績又は生活状況*1が不良となったとき。

(6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

(7) 奨学生として適当でない事実*2があったとき。

(8) 在学で処分を受け、学籍を失ったとき。

(9) その他奨学生としての資格を失ったとき。

(10) 明らかな怠慢が見て取れた場合、怪我・故障等により、競技継続が不可能となったとき。

(11) 競技種目の変更があったとき。

(12) 留学等、日本国外に長期にわたって在住することになったとき。

(13) 入団式(採用年度のみ)、秋の研修会(毎年)、卒業生を送る会(卒業年度のみ)などの本財団が開催する行事に事前の許可なく欠席したとき。

(14) 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき。

*1 生活状況が不良となったときとは、出席状況が不良となったときを含みます。

出席状況が不良の場合は、支給金額減額又は支給停止となることがあります。

*2 適当でない事実とは、法律を犯す行為だけでなく、倫理・道徳観念上、学生として不適切な行為をさします。

7. 奨学生の義務

(1) 奨学生は 5 月に前年度の成績証明書(1 年生除く)を、11 月に生活状況報告書(別途所定用紙送付)を理事長宛に提出しなければなりません。

(2) 大学のご担当の方には、お手数ですが毎月本人に財団所定の出席確認表に署名をさせ、支給月(7 月、10 月、1 月、及び 4 月)の 10 日までに財団事務局宛にファックスまたは e-mail 添付にて送信をお願い致します。

(3) 本財団から別途報告書、レポート等の提出を求められた場合は遅延なく提出しなければなりません。

(4) 毎年行われる面談に出席の義務があります。

(5) 本財団の行事が催行される場合は、出席の義務があります。

- (6) 奨学生本人が被写体として含まれる、本財団が開催する行事の写真が、当財団のホームページやパンフレットやポスターおよび新聞記事などに掲載されることに同意いただきます。

※奨学金受給による PPIH グループへの入社義務はありません。

8. 手続

(1) 提出書類

- ① 申込書奨学生申込書（本財団所定用紙）
- ② 作文（本財団所定用紙・テーマは所定用紙に記載あり）
- ③ 応募者アンケート（本財団所定用紙）
- ④ 大学の推薦書（本財団所定用紙）
- ⑤ ご担当者様 連絡先確認書

(2) 提出方法

大学担当部署（学生課・奨学金課等）が、本人より申込書（奨学金希望者による自筆）の提出を受けて、大学担当部署による推薦書と一緒に郵送してください。

(3) 大学への提出期限

2026年4月17日（金）

（※提出期限を過ぎた場合、いかなる理由でも受付できませんのでご了承下さい。）

(4) 提出先 学生課3番窓口（郵送の場合は期限までに以下の住所に送付）

〒187-0021

東京都小金井市貫井北町4-1-1

東京学芸大学 学務部学生課 学生支援係

9. 選考および決定

- (1) 応募締め切り後、書類選考を経て対面での面接を実施致します。

日程は2026年5月11日（月）とし、書類選考合格者は東京の面接会場にお越しいただきます。面接日時は応募者の方が指定することはできませんのでご了承ください。

面接日時は、大学を通じてご連絡致します。

- (2) 書類選考に合格した方は面接選考への参加に加え、取り組んでいるスポーツの試合などの成績がわかるものや、取り組みがメディアに取り上げられたなどの実績、試合の写真や動画などを書類選考合格通知の1週間後を提出期限としてご提出いただきます。

- (3) 奨学生の決定は、本財団の選考委員会を経て理事会が行い、その結果を2026年5月末～6月初旬（予定）までに大学へ通知します。

- (4) 選考の経過及び判定の理由は公表致しません。
- (5) 奨学生として採用された者は2026年6月13日(土)に開催される入団式にご参加いただきます。(本財団が開催する出席義務のある行事になります)

※別紙の「募集に関するよくある質問Q&A」をご覧ください。

お願い

受給資格を満たす複数の学生がおられる場合は、複数名ご推薦下さい。
しかし乍ら、採用人数に限りがあり、選考委員会の選考を経て決定されますので、
場合によりご期待に添えない場合もありますがご容赦願います。

<問合せ先>

公益財団法人安田奨学財団 事務局 (上園・沢水)

TEL : 03-6416-1328 FAX : 03-6416-1362

e-mail : info@yasuda-zaidan.or.jp

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 2-25-12 道玄坂通 8F